

広島県教育委員会会議録

令和6年8月9日

広島県教育委員会

広島県教育委員会会議出席者名簿

令和6年8月9日（金） 13:00開会

14:40閉会

1 出席者

教育長	篠田	智志
委員	細川	喜一郎
	中村	一朗
	志々田	まなみ
	近藤	いずみ
	菅田	雅夫

2 出席職員

教育次長	池田	克輝
管理部長	江原	透
学びの変革推進部長（兼）教育センター所長	阿部	由貴子
乳幼児教育・生涯学習担当部長（兼）参与	重森	栄理
理事	榊原	恒雄
総務課長	糸崎	誠二
秘書広報室長	竹森	潤一
文化財課長	坂光	秀和
教育改革課長	今川	浩之
義務教育指導課長	松尾	真理
高校教育指導課長	小野	裕之
特別支援教育課長	津村	真一郎

教育委員会会議定例会日程

		頁
日程第1	会議録署名者について	1
日程第2	第2号議案 県立特別支援学校の教育環境整備について	1
日程第3	報告・協議1 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について	3
日程第4	報告・協議2 令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について	6
日程第5	報告・協議3 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について	9
日程第6	第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について	11
日程第7	報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について	11
日程第8	報告・協議5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について	11

篠田教育長： それでは、ただいまから本日の会議を開きます。
直ちに日程に入ります。
まず、会議録署名者の件ですが、本件は会議規則第20条の規定によりまして、私から御指名申し上げます。
会議録署名者として、志々田委員、近藤委員を御指名申し上げますので、御承諾をお願いいたします。
本日の議題は、お手元のとおりです。
議題のうち、公開になじまないものがあれば、最後に回して審議したいと思いますが、いかがいたしましょうか。

細川委員： 第1号議案は、委員の選考に関する案件であり、報告・協議4及び報告・協議5は、成案になる前の内部検討について報告を受けるものですから、審議は非公開が適当ではないかと思えます。

篠田教育長： ほかに御意見はありませんか。
それでは、ただいまの細川委員の発議について採決いたします。
第1号議案の広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、報告・協議4の令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について、報告・協議5の令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について、公開しないということに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。
したがって、本日の議題は、第1号議案、報告・協議4及び報告・協議5を公開しないで審議することといたします。

第2号議案 県立特別支援学校の教育環境整備について

篠田教育長： それでは、第2号議案、県立特別支援学校の教育環境整備について、津村特別支援教育課長、説明をお願いします。

津村特別支援教育課長： 第2号議案、県立特別支援学校の教育環境整備について、黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の設置形態及び名称、広島県教育委員会規則の一部改正について御説明いたします。

資料2、設置形態を御覧ください。黒瀬特別支援学校においては、児童生徒数の増加に伴い、今後、教室不足が生じることが見込まれるため、令和3年2月に策定した県立特別支援学校における教育環境の充実・整備計画にのっとり、黒瀬高等学校内の余裕教室の活用及び余剰地に新校舎を増築する教育環境整備を行い、黒瀬高等学校内に黒瀬特別支援学校の分校を設置することといたします。

なお、新たに設置する分校には、黒瀬特別支援学校の高等部全てが移転する形となります。現在、校舎の新築工事等、開校に向けた準備を進めており、予定どおり令和7年度から供用開始となる見込みです。

分校名を御覧ください。黒瀬高等学校内に設置する黒瀬特別支援学校の分校名を、平仮名で「のみのお分校」としたいと考えております。

現在の特別支援学校の校名は、県民が所在地をイメージしやすくするため、市町名等、所在地の名称を使用しております。また、同じ市町に複数設置している場合には、所在地の名称に加え、相互の位置関係を示す方位等を付しております。

当該校については、所在地である乃美尾が黒瀬特別支援学校本校及び黒瀬高等学校の所在地と重なること、分校であるため相互の位置関係を示す方位を付すことがなじみにくいことを踏まえ、所在地の名称を生かし、本校及び分校に在籍する児童生徒の親しみやすさ等を考慮した平仮名表記としたいと考えております。

続きまして、この教育環境整備に伴う所要の規則改正について御説明いたします。

4、広島県教育委員会規則の一部改正内容を御覧ください。広島県立特別支援学校規則の一部改正においては、別表の黒瀬特別支援学校の項に「のみのお分校」を追加いたします。

また、広島県立特別支援学校の就学区域に関する規則の一部改正においては、別表、

黒瀬特別支援学校の項に「のみのお分校」を追加するとともに、高等部については、分校に就学することを定めております。

詳細については、3ページと4ページを御覧ください。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問又は御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 以前より、児童生徒数に対して教室がいっぱいいっぱいだという話を聞いていたので、近い県立学校と一緒にやれる施設で分校化できることはとてもいいことだと思います。今12学級を黒瀬高等学校の中に入れてもらうということになっているのですが、最終的には何クラス収容できるように設備を整備するつもりでいるのか、教えてください。

津村特別支援教育課長： 普通教室としましては、18教室を整備する予定でございます。また、その他、多目的室や食品加工室、音楽室等々、様々な教室を配備しております。

志々田委員： せっかく造るのであれば、生徒さんたちにとって使い勝手のいい、もしくは、これからいろんな形での配慮が必要であって、例えばお手洗いであるとかっていうようなLGBTQの問題であったりだとか、それから外国籍のお子さんたちであれば、叡智学園のときにありましたけれど、お祈りをするところも造ろうとか、どれぐらい余裕とお金があるのかは分かりませんが、なるべく、通ってこられる児童生徒さんたちの御要望もお聞きしながら、造れるときに造っておいたほうがいいのかと思いますので、ぜひ、高校生たちにどんな学校が欲しいのか聞いていただけたらなと思いました。

津村特別支援教育課長： 学校ともしっかり連携をして、整備してまいりたいと思います。

中村委員： 本件は、高等部が丸ごと移転をするという内容ですよ。

津村特別支援教育課長： はい。

中村委員： 分校というイメージというよりは、高等部だけ場所が変わったというふうにも思えるのですが、これは分校という扱いで、所在地が違ってもう分校になっちゃうということなのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 職員の配置等も考慮しまして、やはり分校という形で運営していくのが適当であると考えています。

中村委員： そもそも同じ特別支援学校で高等部だけ校舎が違うということがあり得るのかということと、あえて分校にするということ、今おっしゃったような教職員の配置人数などが少し改善できるという点があるのかということをお教えいただけますでしょうか。

津村特別支援教育課長： 分校としましては、分校において、意思決定をするという立場になります分校長等も配置されるということもありまして、やはり分校とするのが適当であろうと考えております。

中村委員： 分かりました。

近藤委員： この黒瀬高等学校と黒瀬特別支援学校の話ではないんですけれども、阿品台分校が今どんな感じといますか、もう分校が高等学校の中に入って、実際に生徒さんも移っている状況ですよ。

津村特別支援教育課長： はい。

近藤委員： どんな雰囲気なのか教えていただけたらと思います。

津村特別支援教育課長： 阿品台分校に関しましては、4月に開校いたしまして、高等部の単一障害の生徒たちが分校に通っております。高等学校の生徒との交流につきましては、9月には生徒会同士で交流するというのを計画しているとは聞いておりますし、また、職員同士も夏休みには研修会を一緒に行うということも聞いております。

この阿品台分校でいろんな課題等も見えてくるがございますので、一つ一つ解決をしながら、これを同時に、黒瀬特別支援学校、黒瀬高等学校の管理職等も阿品台分校の現場を見に行ったりしながら、開校準備をしているところでございます。

近藤委員： 具体的に課題として見えているものが、もし幾つか教えていただければよかったらお願いします。

津村特別支援教育課長： 例えば共用部分の施設の管理の仕方であるとか、高等学校が責任持つのか、特別支援学校が責任持つのかということなどについても今整理をしているところでございます。また、特別支援学校に通う生徒たちの障害特性についても、高等学校の先生方はちょっとなじまない、今まであまり経験のない部分もあったりしますので、そういったところも、研修等を通して勉強してお互い連携していくということも今考えているところです。

近藤委員： ありがとうございます。

細川委員： 御説明ありがとうございます。私も阿品台分校での状況が、これと同じようなことで先行してされましたので、両校の廿日市西高等学校と阿品台分校の生徒さんがどうい

うような状況なのかというのを伺いたかったのと、また、黒瀬高等学校とのみのお分校に通うであろう子供たちが、今、何か交流とかされているんだとしたら、教えていただければと思います。

津村特別支援教育課長： 黒瀬高等学校と黒瀬特別支援学校については、例えば特別支援学校の生徒が高等学校の運動会に参加するなどということは聞いております。

また、阿品台分校に関わりましては、例えば阿品台分校の生徒が草抜きをしていたら、高等学校の生徒が声をかけてくれたりなど、お互いが声をかけたりという場面があったとは聞いておりますし、生徒会活動等々で交流がある中で、廿日市西高等学校の生徒が、将来は特別支援学校の先生になりたいということを行っているということも聞いております。

菅田委員： それに加えて、クラブ活動は、例えばスペシャルオリンピックスは、特別支援の子が参加していると思うのですが、クラブ活動は一緒に行うという計画はあるのですか。

津村特別支援教育課長： 今現在は、一緒にやっているという話は聞いてはおりませんが、将来的には、またいろんな方法が考えられると思います。

細川委員： ありがとうございます。今までできなかった交流ができるようになった、お互いに非常に、学校生活をする上においては、いい経験ができるような状況だとお聞きして安心をいたしました。

先ほど志々田委員からも伺いされたかと思うのですが、黒瀬特別支援学校の高等部が移転することによって、黒瀬特別支援学校の小学部、中学部について、どれぐらい学校生活でスペース的なものなどの余裕が生まれるのでしょうか。

津村特別支援教育課長： 今まで特別教室を普通教室にしたりし、特別教室を転用しているということがありましたが、これが高等部が移転することによりまして、普通教室あるいは特別教室が正常な形に戻っていくと考えております。

細川委員： ありがとうございます。高等部の場所は変わりますが、しかし、小学部、中学部、高等部の交流は今後も続くということでしょうか。

津村特別支援教育課長： 今後も同じ黒瀬特別支援学校としての交流は継続いたします。

細川委員： ありがとうございます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませのでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

採決に移ります。

原案に賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

篠田教育長： 全員賛成と認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

報告・協議 1 新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議 1、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について、今川教育改革課長、説明をお願いいたします。

今川教育改革課長： 報告・協議 1 によりまして、新しい広島県公立高等学校入学者選抜制度に係る成果と課題について御報告をいたします。

資料の 1 ページを御覧ください。「1 はじめに」の 2 段落目に記載をしておりますとおり、このたび令和 6 年度の高等学校入学者選抜を実施いたしましたことを受けまして、公立中学校、高等学校、市町教育委員会及び公立高等学校第 1 学年生徒に対して実施をいたしましたアンケートの結果等を踏まえまして、新制度に係る成果と課題について整理をいたしました。制度のポイント及びアンケート調査の概要につきましては、資料に記載のとおりでございます。また、これらのアンケートの結果につきましては、資料の 5 ページ以降に記載してございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

2 ページを御覧ください。「3 成果と課題について」におきまして、四つの制度の改善ポイントごとに成果と課題を整理してございます。

主なものについて御説明申し上げます。

「(2) 調査書の簡素化について」でございますが、中学校におきましては、生徒が調

査書の記載内容について気にしすぎることがなくなっており、高等学校においては、全ての受検者に対して公平、公正に評価することにつながっているという声がございました。

3 ページを御覧ください。「(4) 受検者全員に「自己表現」を実施」ということについてでございますが、高校1年生の9割以上が自己表現について、検査当日に、自分なりに表現することが十分にできた又はそれなりにできたと回答しておりまして、自己表現の出来に関して手応えを感じている受検者が多く、達成感につながっているものと考えているところでございます。

また、中学校におきましては、生徒が自己を省みることや将来を考えること、表現活動のさらなる充実につながっているという声を、高等学校におきましても、入学後の探究学習につながりやすいといった声をいただいております。その一方で、令和5年度から新たに受検者全員に自己表現が導入をされたことで、受検者及び中学校の教員並びに高等学校の教員にとって負担があるという声が中学校、高等学校それぞれのアンケート結果にあることから、様々な機会を通じまして自己表現の実施の必要性について引き続き周知を行うとともに、効率的な実施方法について検討していく必要があると考えております。

自己表現カードにつきましては、これまで受検者が自己表現を行うに当たって、内容やシナリオ、考え方などを整理するための補助的な資料として作成、提出することとしていたものでございますけれども、令和5年度入学者選抜の振り返りにおきまして、受検者及び高等学校の負担になるといった御指摘があったため、令和6年度入学者選抜において、受検者及び高等学校の負担軽減を図る観点から、一次選抜第1日の記入の時間を30分間から15分間に短縮をした結果、受検者の負担軽減の効果については、高等学校の56%、中学校の67%から肯定的な回答をいただいたところでございます。

その一方で、高等学校における負担軽減の効果につきましては、肯定的な回答が39%に留まっており、時間は短縮されたものの、自己表現カードの記入の時間があることに変わりはなく、引き続き教員の負担が残っているといった声がございます。また、高等学校第1学年生徒でアンケートに回答した者のうち、実際に自己表現カードを使用した者は26%に留まっているという状況がございます。これらの状況を踏まえた「4 今後の改善について」でございます。

自己表現カードにつきましては、使用している受検者が一部に留まること、記入の時間を短くしたものの、いまだ受検者及び教員が負担に感じているといった声が多いこと、カード以外にも自己表現の内容を整理した資料の持込を可能としており、代替が可能であることなどを踏まえまして、来春、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜より作成及び提出を行わないこととしたいと考えております。なお、自己表現自体を取り止めるというわけではございません。

また、今後、特色枠による選抜がより一層機能していくよう、実態を把握した上で枠組等の改善を検討していくとともに、一次選抜の日程について、様々な立場の考え方を踏まえ、関係者と連携しながら継続的に検討してまいりたいと考えております。

この度の整理を踏まえまして、引き続き、生徒や保護者、中学校等に対する新制度の丁寧な周知や、各高等学校における自己表現の研修の充実などに努めまして、よりよい公立高等学校入学者選抜の実施を図ってまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

中村委員： 自己を認識し、自分の人生を選択し、表現する力を付けてもらおうと、その上での高校入学者選抜ということなのですが、大前提として、各高校が特色を打ち出して情報発信するという事だと思うのですが、この実施内容シートについて、これを見ますと、中学校で生徒に何らかを提示してるのは83%、生徒のほうは63%と、このずれも問題だとは思いますが、ここが100%にならないというのはどういうことなのでしょうか。

今川教育改革課長： まず中学校での実施内容シートの活用につきまして、中学校としては、これそのものを提示したかという問いに対して、「提示している」が約80%という答えがございまして、例えば簡略版のような形で示しているなど、一覧表を見てあとは自分で見てくれというような形で活用しているといったのが残り約20%ございまして、全く使っていないというところはございません。

中村委員： 分かりました。

生徒との間にずれがあるところは、埋めていただかなくてはいけないということと、

特色枠の運用の仕方に課題があるということでもあるので、学校から見てそこも改善をぜひしていただきたいと思います。

それから、各学校が特色をしっかり打ち出すということだと思いますので、なかなか学校によっては難しいことなのかなとずっと思っているのですが、そこは、生徒に分かりやすく、この学校の特色、育てたい生徒像などの特色が出て、そこが伝えられるようにぜひ引き続き御指導いただきたいと思います。よろしくお願いします。

菅田委員： 多分新聞に出ていたと思うのですが、調査書の簡素化が全国的にそういった傾向があって、特に欠席日数の記入欄がない県が多いということなのですが、そのときに書かれていたのが、ヤングケアラーなど、やむを得ない理由で欠席されている、高校に入ってもそういった配慮をしてあげなければいけない、そういった情報が伝わらなくなってくるおそれがあるということを書かれていたのですが、それに対して何か対策はされているのでしょうか。

今川教育改革課長： 入学者選抜に係る調査書の中で伝わっていた出欠席という情報が、このたび伝わらなくなっているということでございまして、対応といたしましては、従前から入学者が決定いたしましたから、中学校、高校の間で連携をする場は持っていたということでございます。ただ、これまでで申しますと、まず数字、出欠状況という情報が伝わった上での連携ということになっておりましたので、気になる生徒に対する連携というのが焦点化がしやすい状況にあったと。それが、まず分かりにくいといったところが今後課題になってこようかと思えます。実際、そういった情報を得るための工夫というのが必要になっているといった高等学校からの声も今回上がっておりますので、今どういった形で具体的に連携がなされていて、どういった課題があるのかというのをリサーチしながら、いい対応があるかどうかといったことを検討してまいりたいと考えております。

菅田委員： よろしくをお願いします。

志々田委員： こういう入試の変更は、まずもって慣れてないというか、みんながどうなるのか分からないという不安のところから、何度か繰り返していくことによって、こんなもんだという理解が深まり、それに対する先生方の子供たちへの声かけも変わってくるんだろうと思うので、ある程度試してみると、同じスタイルで試し続けるということが、最終的には皆さんにとってのメリットになるのではないかとこの振り返りを見ながら思いました。

自己表現については、例がないので、いろんなことを考えて自己表現カードというのが最初は必要だと、何らかのものを書くことが安心につながるのではないかとこのような配慮で始めたものだけど、みんなが一生懸命事前に準備をしてくれて、自分の表現したいことができるということが分かるようになってきたので、おそらく使わなくなっているのだらうと思います。

自己表現カードを書かなくていいからもう自己表現も要らないなど、間違った誤解や、また違う臆測や誤解が生まれることはよくあるので、ぜひとも、自己表現カードを使わなくなった理由については、丁寧に、みんなが事前に準備をしてこのことについて理解をしてくれたために、自己表現カードはもう要らなくなったんだというような説明をしていただくと、先生方や保護者、生徒自身も、必要のないものをやらされているのではないかみたいな不安からは逃れられるのかなと思います。

いずれにしても、継続的に続けていくしかこの不安を解消する方法はないと思いますので、県教委としては、正しい説明をし尽くして、生徒の理解の充実を図っていただければなと思いました。

近藤委員： 工夫のところで、質問の在り方についても初年度とまた変わってきたというお話で、最初の年は、評価するときに差が生じないように質問がワンパターンだったのを、直近のものについては、少しやり取りに即した形でやり取りができるようになったということで、本来それがあるべき姿だらうと思います。

ただ、その中で、評価のところに関わってくると思うのですが、自己表現が、結局、県の教育委員会としたらそれで何を見ようとしているのか、うまくやれた、やれなかった、本当はこういうのが見たいんですというメッセージがちゃんと伝わっているかどうか。こういう質問をしてくれたらこんなふうに応えられたのになど、何かそこで差が出てきて、ちゃんと評価されているのだらうかという不安がまた生じていけないので、県の教育委員会が自己表現の中で見たいものを、受検生に伝えるように伝えていただきたいなと思います。

中村委員： 一次選抜の日程については、継続的に検討ということなのですが、中学校は遅いほうがいい、高校は早いほうがいいと、その他の意見もいろいろあるのだろうと思うのですが、現時点で、方向性など、もし答えられるものがあればお願いします。

今川教育改革課長： 正直、様々な御立場からの御意見がある中で、今現在が、折衷的なところで設定をしているところをごさいますて、引き続き御意見がある中で、今後どうしていくかというその腹案が今あるような状況ではごさいますせん。引き続き検討していきたいと思っております。

中村委員： 分かりました。

細川委員： 御説明ありがとうございます。

私も、選抜の日程については、いろいろな立場の考え方があってということで、県教育委員会としても、今課長が答弁されましたように、早くしても遅くしても、それぞれの立場の方の御意見があるということ踏まえて、非常に難しいと思うところと、もう一つは、令和5年、令和6年と実施してきて、5教科を同一日に実施されたのですが、同一日にする理由、同一日にするほうがよいというところはどこにあったのか教えていただければと思います。

今川教育改革課長： 改善前の学力検査は2日にわたって実施をしていたものを、新制度の下では1日で行うとしたところをごさいますすが、主たる理由といたしましては、自己表現を新たに導入をしたということで、選抜の日程自体をあまりに長くしないということで、1日にしたという経緯でございます。

細川委員： ありがとうございます。

大きな学校ですと、自己表現の試験が2日間にわたりますし、今でさえ3日間であるところを、2日に分けて教科の検査をすると4日間になるということでもあります。ここにお書きいただいているように、中学校等のアンケートでも、また、市町教育委員会も、1日で実施するのは中学生には負担が重すぎるのではないかと御懸念があり、中学生が高校受験をするのが生徒によっては人生で最初の大きなことである中で、不安やいろいろなものを抱えながら頑張っていると思うのですが、その辺をいろいろな御事情も勘案しながら、中学生の負担が過度に大きくならないような方法をぜひお考えいただいて、2日間になるのかどうか分からないのですが、そういうところを日程と同時に考えをいただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

今川教育改革課長： 先ほど申し上げましたように、新たに自己表現を導入した関係で、学力検査の日程を1日に圧縮したところをごさいますすが、全国的に見ますと、過半の都道府県、三十数県になりますが、5教科の学力検査を1日で行っているという状況がございませぬ。そういう意味で、過去と現在を比べますと、確かに負担は増しているという状況はありますけれども、全国的には必ずしも特異な状況ではないと認識しております。

ただ、他県と違いますのは、これまで5教科の検査に加えて、自己表現のカードの記入の時間が本県独自にあったところをごさいますして、これはこの度作成をしないことにいたしましたので、30分間の時間短縮になろうかと思っております。ただ、一方で、現場の声は引き続きお伺いをしながら、どういった形がいいのかというのは継続的に検討してまいりたいと考えております。

細川委員： よろしくお願いたします。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませぬでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議2 令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議2、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について、今川教育改革課長、説明をお願いします。

今川教育改革課長： 報告・協議2によりまして、令和7年度広島県公立高等学校入学者選抜の実施内容について御報告いたします。

令和7年度の広島県公立高等学校入学者選抜の基本方針につきましては、5月10日の教育委員会会議におきまして御審議いただき、決定をいただいたところをごさいます。今回御報告する内容は、令和7年度入学者選抜におきまして、この基本方針を踏まえまして、全ての学校で共通して実施する事項に加え、高等学校長の裁量で実施する内容を取りまとめたものでございませぬ。

資料の1ページを御覧ください。一次選抜におきましては、実施校及び学科・コース数は、100校162学科・コースとなっております。

各高等学校の課程、学科等の特色に応じまして、入学定員の50%以内において、特色枠による選抜により合格者を決定した後、一般枠による選抜により合格者を決定することができることとしてございまして、特色枠による選抜を実施いたします高等学校は、新制度の3年目となります今年度につきましては、公立高等学校全体で、昨年度から2校3学科・コースの減となります64校119学科・コースとなっております。

特色枠におきましては、各高等学校、課程、学科等の特色に応じて、学力検査、調査書、自己表現及び学校独自検査の配点に、合計10を基本といたしまして、例えば2対6対2といった比重をかけることができることとしてございまして、このうち、いずれかの検査等について5以上の比重をかけている学校等の状況は、表のうち、アからエの実実施校数等のおりとなっております。

また、学力検査及び特色枠における調査書につきまして、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができることとしてございまして、表のうち、A、B、Cの実実施校数等のおり実施がなされることとなっております。

また、各高等学校、課程、学科等の特色に応じまして、面接、作文、小論文、実技検査及び県教育委員会が作成する一般学力検査問題5教科について、一般学力検査問題に加えて、自校が作成した問題による学力検査等、学校独自の検査を実施することができることとしてございまして、その実施状況は表の下の欄に掲げているとおりでございます。

なお、二次選抜におきましても、学校独自検査を実施することができることとしてございまして、表に示す実施校数のおりの状況となっております。

各高等学校の入学選抜の実施内容につきましては、資料の2ページから9ページにかけて掲載をしております。また、資料10ページ以降には、各高等学校の実施内容について、1校ごとの詳細を示した入学選抜実施内容シートを取りまとめた冊子の抜粋版を掲載をしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

近藤委員： 特色枠を使っている学校で、特色枠を使って入ってきた生徒さんが、実際に、その特色をちゃんと反映されている学校側が期待、希望してた生徒さんが入ってきてるかどうか、その検証はされているのでしょうか。

今川教育改革課長： 事務局で吸い上げて、統一的に分析ということは実施をしておりますが、各学校において、それぞれ結果を踏まえて振り返りは行われているところでございます。

そういう中で、特色枠での得点は、一般枠に置き換えてみても、結局、合格者が変わらなかったといった声も上がっているところでございまして、さらなる、特色枠の内容を精査していただくということとともに、私どものほうでも、学校の状況をお伺いして、制度的に、枠組み的に見直すことが何かないかといったことは今後検証してまいりたいと考えております。

近藤委員： 実際に、その特色枠を使ってる学校同士の情報共有という場はあるのですか。

今川教育改革課長： 私どものほうでそういった場を設けておりませんが、こうした一覧の形、また、資料をホームページで公開しておりますので、他校の状況は容易に検索できる状況になっておりますので、想像ではございますが、横で連携されて情報収集されていることはあるのかなと考えております。

近藤委員： 分かりました。

中村委員： 小規模校、1学年1学級規模のような高校が、先ほど少し説明もありましたけれども、特色枠を使うことによって志望者を増やすことにつながっていると言える事例があるのでしょうか。

今川教育改革課長： 正直なところ、小規模校につきましては、特色枠を設定されていない学校が割と多い状況がございます。例えば、常時定員割れが多い状況の中で、特色枠がなかなか機能を発揮しにくいといった状況であったり、例えば、連携型の中高一貫校ということで、地元の中学校の方には別の入り口を設けておられるところがあり、それ以上の特色枠を設ける必要がないといったところもあると思います。

一方で、実質的には機能しなくても、メッセージとして、こういう生徒が採りたいんだということとして特色枠をあえて設定されていることもお聞きしておりますので、そういった事例も紹介していきながら、特色を示す一つの材料、ツールとしてこの特色枠を活用することがあり得る、これはお知らせをしていきたいと思っております。

中村委員： おっしゃるように、これを見てますと、小規模校では特色枠がない学校が多いように見えるのですが、これも、課長がまさにおっしゃったように、普通に一般枠で受けてもどうせ通るわということがあるのかもしれませんが、学校側から、こういうところを重視してますよというメッセージにはなると思うので、そういう発想で考えていただくということもぜひ共有していただきたいなと思います。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

特色枠を持っている学校は、大体コースとしましては3分の2ぐらいかなと思うのですが、特色枠が、言わば従来、従前ありました選抜（I）に該当をするものであるとしたら、非常に理解しやすいところかなと思うのですが、これが高等学校長の裁量により実施されるとすれば、校長先生は転勤をされますので、特色をすごく持っておられる学校の校長が替わられるときには、それから以降の特色枠としての考え方と、その校長のときの考え方というのが若干差が出るのかなというふうな気がします。

大体、一般枠が一般学力検査6、調査書2、自己表現2ということになっておりますが、特色枠は、それが4対4対2の学校が大変多いかなとお見受けしましたが、ある学校によると、1対7対2というふうな極めてちょっと比率の違う高校もございます。そういうときに、この学校は、常にこういう特色枠の配点の比重をしているのか、又は、学校長がいろいろとお考えになられて、学校の特色を出すためにされているのか、受検生に、年によって変わるようではまた受検に対する準備も違いますから、その辺のところが進路を決めるに当たって心配なところにもなりかねるのではないかなというふうな気がするのですが、その辺のところはいかがなのでしょう。

今川教育改革課長： やはり入学者選抜の安定性ということがございますので、選抜の内容を変更するに当たっては慎重にお考えいただきたいということもございますが、一方で、その時々的情勢に合わせて一番ふさわしい形に準備をしていくということも必要でございます、どっちが優先とも言い切れない状況があるのかなと考えております。

いずれにいたしましても、この入学者選抜の実施内容というのは、学校を選んでいただく中で大きな要素になっているところでございまして、今回のアンケート調査でも、実施内容シートを使って、オープンスクールや学校説明会、その中で活用していただいているという状況もございます。また、この夏に確定して公表する前でも、各学校で、まだ案段階でも周知をするということは共有をしているところでございまして、変更するならば、それが早期に考え方とともに伝わっていくように学校に働きかけていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひします。

中村委員： 特色枠を使う中で、現状だと、高校のアンケートの中に全県共通の縛りがあり、特色枠を使いにくいという意見もあるようですので、その辺りも含めてぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願ひします。

志々田委員： 特色枠という、各学校で何を特色に思っているのかというのが分かりやすい、いわゆる工業や美術などの学校なら分かりやすいのですが、普通科で、それを自分の学校の特色はこういうものですよと明確に説明できているかどうかということがとても大事であります。要するにアドミッション・ポリシーというものをきちんと説明できているかどうかをどこでチェックしているのでしょうか。

今川教育改革課長： 基本的には、学校の主体性において、お決めいただくことが基本になっておりますが、当該年度の実施状況について我々が集約いたします際に、実施内容シートの上段にございます教育目標、入学者の受入方針等と実際の実施内容がリンクしているか、それがちゃんとうたっているかという観点では見させていただき、あまりに齟齬があるようであれば、確認はさせていただくといったことはしているつもりでございます。

志々田委員： どこまでもこの特色枠ってそれが付きまとうような気がするんですね。分かりやすいところはいいのですが、分かりにくいところで特色を言われてしまっても、おかしいとも言えないし、合ってるとも言えないみたいだと、多分多くの受検生の不安を駆り立てると思います。なので、ぜひとも、教育委員会でチェックをするということも大事ですし、こうした特色づくりをきちんと伝えていくための研修というか、学校自身が特色ある学校づくりということをどう理解し、校長がどう判断をし表現しているのかというところが、もっと何か強化されないといけないのだろうなと思います。

まだ、よく分からないなという、何か社会に貢献できるなどあってもそこで何でこんな面接が入るのだろうといった整合性みたいなものは、厳密に特色枠で採るのであれば、確実に特色があると誰でも分かるものじゃないとやるべきではないと思います。そうし

ないと、早く定員を確保したいんでしょという、どこまでもそれがうやむやになるような気がしているので、学校が求めている特色枠の説明というのをぜひとももっと分かりやすく、公明正大にしていただければなという希望です。

篠田教育長： ほか、御意見よろしいですか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

報告・協議3 令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について

篠田教育長： 続きまして、報告・協議3、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について、松尾義務教育指導課長、説明をお願いいたします。

松尾義務教育指導課長： 報告・協議3によりまして、令和6年度全国学力・学習状況調査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。本調査は、令和6年4月18日に、小学校第6学年の児童及び中学校第3学年の生徒を対象に実施されました。

3の教科に関する調査の結果を御覧ください。今回出題されました学習内容について、小学校は、国語及び算数において平均正答率が全国を上回っております。また、中学校は、国語において平均正答率が全国と同程度、数学においては、全国を下回りましたが、昨年度よりも全国との差は縮まっております。

各教科の結果の詳細につきましては、2ページ以降に、各教科における正答数の分布グラフや内容別平均正答率、正答率上位2問、下位2問をお示ししておりますので、御確認ください。

今回、全国平均を下回りました数学につきましては、一定の割合の生徒において、等式を目的に応じて変形することや、文字式を用いて数を表すことなど、基礎的な知識・技能に課題が見られ、基礎・基本の徹底がなされているか、見直す必要があると考えております。例えば、学習進度ごとに課題を用意したり、生徒自身が計画を立てて個別の学習課題に取り組んだりするなど、達成感や学習意欲の向上を含む、個々の状況に応じた指導の充実に学校を挙げて取り組む必要がございます。

4ページを御覧ください。今回、中学校数学から課題が見られた問題について御説明いたします。

設問の8は、日常的な事象における問題について、関数の関係に着目し構想を立て、解決することに関する記述式の問題で、平均正答率は広島県が17.4%、全国が17.1%でございました。本設問は、18リットルの灯油が入ったストーブを使用する際、ストーブの強の場合と弱の場合について、18リットルの灯油を使い切るまでの使用時間の違いを求めする方法を、一次関数の式又はグラフを選択して説明する設問となっております。

資料の中段のやや下、主な誤答例とその反応率を御覧ください。アの一次関数の式を選択しても、その式からどのように差を求めればいいのかを説明できなかつたり、イの一次関数のグラフを選択しても、使い切る時間が何倍になったかについて説明をしております。差について説明できなかつたりすることが多く見られました。指導改善のポイントに示しましたように、授業では、日常生活や社会の事象を数学を使って考察する場面を取り上げること、そして問題解決に向けて、具体的な解決方法の見通しを持たせたり、問題解決の過程や結果を振り返ったりする活動を取り入れることが大切でございます。

県教育委員会といたしましては、今年度は、毎年実施しております各市町からの推薦者を対象としました中学校教科教育推進研修（数学科）の全5回のうち、2回は推薦者ではない数学科教員も参加できるようにいたしまして、できるだけ多くの数学科教員が、全国学力・学習状況調査の課題に対応した授業改善の方向性について協議したり、指導と評価の一体化の視点から、持ち寄った事項の評価問題を見直したりしながら、数学科の授業づくりについて考えを深めたりできる場を設けています。

また、今年度初めて、調査を実施しました全ての教科について、調査結果を踏まえた授業展開例についての解説動画を作成しまして、今のこの夏季休業中の校内研修等で活用していただけるよう、7月29日の結果公表のタイミングに合わせて広島県教育委員会のホームページに公開しております。

今後、さらに調査結果の詳細な分析を行いまして、先生方、市町教育委員会を対象に、調査結果と授業改善の方向性に関する研究協議会を9月下旬を目途にオンラインで実施

し、より細やかな指導改善に取り組んでいけるよう、各学校を支援してまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

篠田教育長： ただいまの説明に対しまして、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

志々田委員： 一喜一憂することなくこういうものは見るべきものなので、点数の高い低いについて言うつもりはないのですが、算数、数学を見ると、できない子の層が一定あり、通常きれいな放物線を描いているといいのですが、平らで、苦手である子の層が多いために、数学の点数が下がっているということは考えなければいけないと思います。

そうすると、具体的な問題を見せていただくと、この問題を2割の中学生が正解できないということに、私は算数などの教科学習に詳しくないので、この問題はとてもよくできていて、生活の中で、どうやったら節約生活ができるかななど、そういうことを考えるということでも本当によく考えられている問題が、2割の子供しかできていないということをとっても残念に思っ、て、こういう問題形式をふだん子供たちに教えていないからできないのか、それともこの問題自体がこれぐらいしかできないのか、何が原因で17.4%しかできないのか教えていただきたいと思うのですが、いかがですか。

松尾義務教育指導課長： まず、算数、数学の特徴として、やはり積み上げの教科でございますので、グラフを見ますと、小学校は右が高いのですが、だんだん中学校になるにつれて台形のような形に分布していることは非常に課題だと思っております。

本日御紹介しましたこの数学の問題につきましても、結局、問題解決の過程の中で、グラフが説明しやすいことや式が説明しやすいことなど、そこまではできており、ある程度途中までは記述しています。ただ、本来求められております式やグラフなど、数学的な表現を用いて適切に数学的に説明するという部分で正答になっていないことになっておりますので、やはり授業において正しく数学的な表現も使いながら説明しきる、そういったことを振り返って本当に説明しきれているかを自分で見直す、そういった活動がまだまだ十分とは言えないのだと考えております。

そういった際に、一人1台端末等も効果的に活用しながら視覚的に支援することも踏まえた授業改善を、これから研修等を使って先生方にしっかり伝えていきたいと考えております。

志々田委員： とてもよく分かりました。要するに、道具としてこの式を使うとか計算式の回答を出すことまではできるが、自分が一体何を問われていて、何を答えなければいけないのかということがうまく慣れてないからできず、正解までたどり着いていないということなのでですね。

そう思うと、恐らく教科横断的な学習の中で培っていくものかなと思います。国語の中でも理科の中でも英語の中でも、こういうふうは何を求められおり何の答えを今出さなければいけないのかということが、最後まで読み切る、そして出題者の言っている意図を酌み取って自分の答えをつくるという、この辺りに課題があるんだろうなと思います。これは数学だけでなく、全ての教科において共通する力だかなと思うので、ぜひとも、数学の先生たちばかりではなく、ほかの教科の先生にも、こういう課題が広島県の中学生たちにはあるので、どの教科でも、相手が求めている答えをきちんとつくり出すという力を育ててくださいというようなメッセージが伝わるといいなとつくづく思いました。

松尾義務教育指導課長： ありがとうございます。まさに教科横断的な視点で授業をつくっていくことは、これから必要なことであると考えておりますし、いわゆる国語科や数学の教員や中3、小6の教員だけでなく、校内で全ての教員がこの問題を解いてみて、自分の立場で何ができるか、受け持っている教科等において何ができるかということを考えることが、学校全体での授業改善につながっていくと考えておりますので、引き続きそういった視点で支援、指導してまいりたいと思います。ありがとうございました。

細川委員： 御説明ありがとうございました。

これが新聞報道されたときの新聞の見出しが、自分の考え表現、なお課題があるということで、各教科とも課題解決に向けて話し合う学習活動をよく行ったと答えています。それから考えをまとめる場面でのICT活用が、週3回以上とした学校の児童生徒の正答率が最も高かったと報道されたのですが、本県についてはこのことについてはどのような状況になっているのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： 本県においても全国と同様の傾向がございます。やはり主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を進めて、課題の解決に取り組む学習活動を行っている学校ほど、ICTもよく活用していて平均正答率も高いという結果が出ておりますので、やはり数字は説得力がございます。そういったものも各学校、教育委員会のほうでお示ししなが

ら、授業改善を進めていきたいと考えております。

細川委員： よろしくお願ひします。

中村委員： 私もこの例示されている数学の問題は、日常生活で数学が役に立つという例になると思いました。数学的な考え方や理論、論理的や定量的な思考は社会に出てからも必ず役に立つことだと思いますので、私自身、算数や数学がずっと苦手だったので、自分自身に照らしても思うことなのですが、さっき課長もおっしゃるように積み上げも必要なので、低学年のうちから算数的な数学的な考え方の面白さをぜひ子供たちに理解させていただきたいと思います。教科書もデジタルをどんどん活用して、その補助的なところが多分使えると思いますので、そういったことも生かしながら低学年のうちから理解させ、面白さを分らせるということをぜひやっていただければと思います。

ちなみに、この(8)の問題、これだけなのですか。この後の問題があるのかどうかちょっと分からないのですが、この18リットルの強と弱だけを組み合わせで6時間ぴったりで使い切るように考えると読めるのですが、これを見ただけでどうやって答えを出すのか、私自身どきどきしちゃうのですが、ちょっと難し過ぎる問題のような気がするのですが、この後でちゃんと6時間で使い切る答えが出せるように続問でつながっていくのでしょうか。

松尾義務教育指導課長： そもそもこちらの問題が、答えを求めていなくて、その差をどうやって考えるかということをお求めしております。この後にも問題ございますが、6時間使用して18リットルの灯油をちょうど使い切るように強と弱の組合せを考えて使用計画を立てたときに、初めに例えば強を設定して何時間使って、弱を設定して何時間使うみたいなことを答えさせるような問いになっております。

中村委員： 分かりました。県がつくった問題じゃないのですが、ちょっとこれ設定が少し難し過ぎるかなという感想です。

松尾義務教育指導課長： 先ほど志々田委員もおっしゃったように、読解する問題でまさに問われていることを理解して、そこを数学の表現を使って答えていく、こういった経験をえた知識や技能をいかに使って考えて表現していくか、そこまでを単元の中でやり切るということをしつかり進めていきたいと思ひます。

篠田教育長： ほかに御質問、御意見ございませんでしょうか。

それでは、以上で本件の審議を終わります。

続きまして、先ほど公開しないと決定した議案について審議を行いますので、傍聴者の方は御退席をお願いいたします。

(14:11)

第1号議案 広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について

広島県博物館協議会の補欠の委員の任命について、審議の結果、全員賛成により原案どおり可決した。

報告・協議4 令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

令和7年度に県立義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について協議した。

報告・協議5 令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択

について

令和7年度に県立高等学校及び県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書の採択について協議した。

(14:40)